

今年度のインフルエンザワクチン接種について

要点

- ①ワクチンの製造が遅れたため、供給が例年よりも1か月半ほど遅れています。
- ②ワクチンの供給量は昨年度と比べ4%程度の減少であり十分な量はあります。
- ③ワクチン接種には優先順位があります。

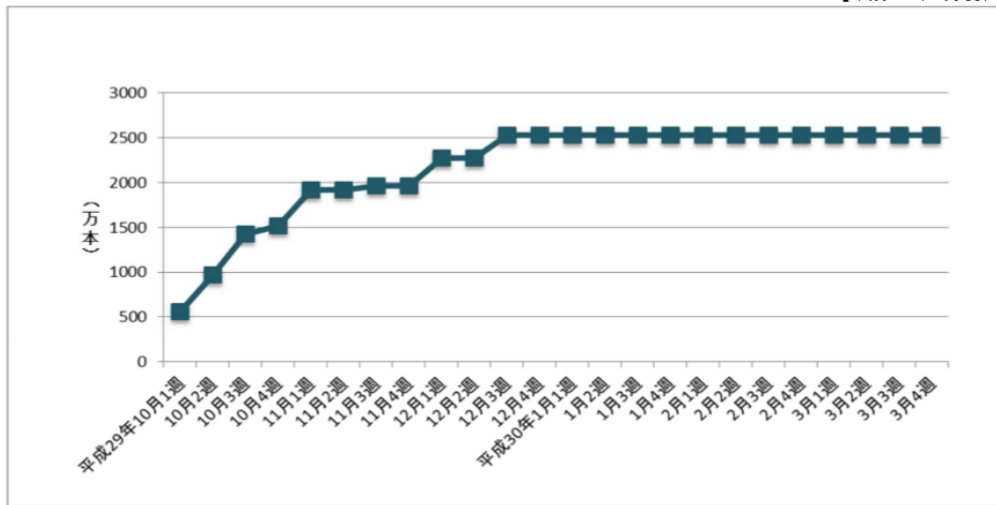
★ワクチン接種に至るまでの経過

インフルエンザワクチンは国内の4社の工場にて製造され、国による検定を受け合格したものから順次販売会社が卸販売業者に出荷し、その後各医療機関に分配されます。例年ですと9月から検定が始まり、10月の接種開始の時期には供給が始まり、11月には検定がすべて終わり、11月以降スムーズに接種できる供給量となります。今年度は製造過程の問題で1か月半ほど遅れており厚労省の予想では12月にならないと供給量が100%にならない見込みです。

(別添3)

今シーズンにおけるワクチンの累積供給予定量見込み

【平成29年7月現在】

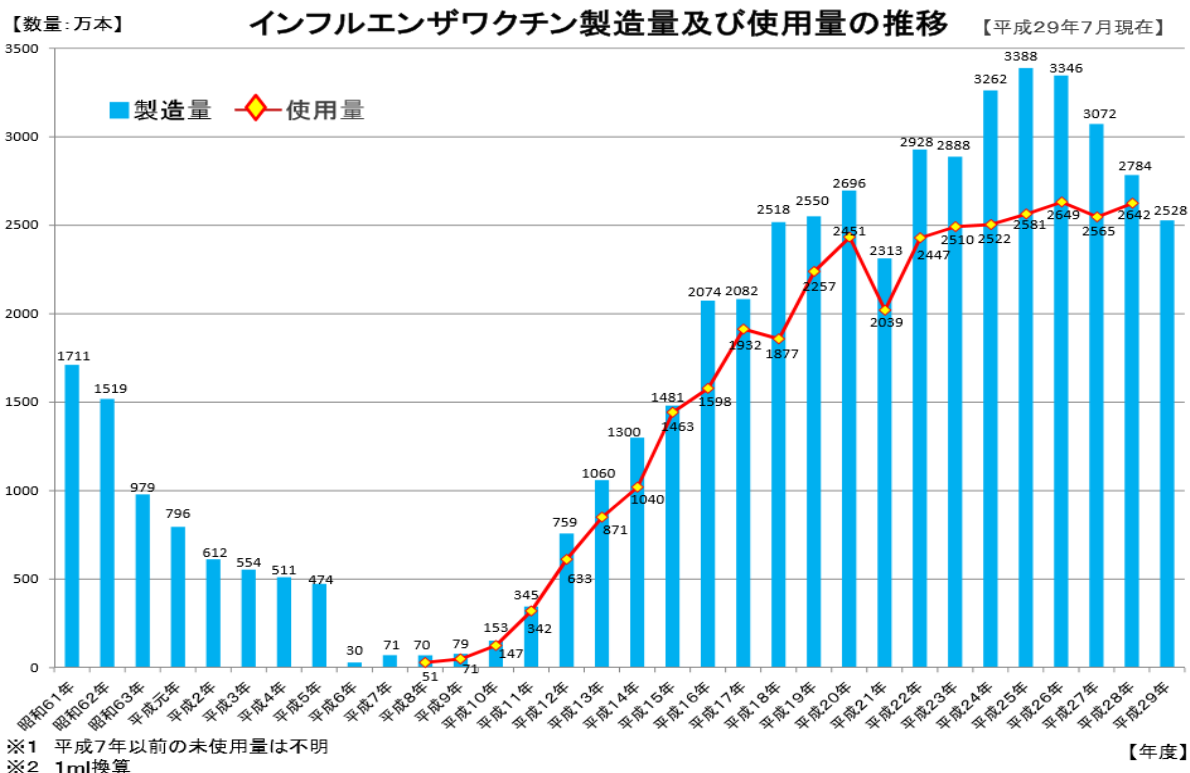


※ 1mLを1本に換算

★今年のワクチンは足りるのか？

ここ数年ワクチン使用量は2500~2600万本のレベルであり変化していないのが現状です。それに合わせて製造量も以前よりは減っています。今年度は昨年の使用量と比べると約4%程度の減少となります。例年、全国で約0.5%の返品(医療機関が購入したけど、使用しなかった分)があるのでそれを差し引くと効率よく接種すれば現場であまり問題にならないレベルの減少です。厚労省は効率よくワクチン接種できるように**成人は原則1回接種を推奨**しています。(本来は以前から1回接種が基本でしたが、現場では2回接種している医療機関も存在します。)また、各医療機関においては昨年度の接種実績分以上の多い供給が望めない状況です。

結論としては、国内全体としては足りるが、そのためには効率よいワクチンの供給と接種が必要となります。ワクチン接種の第一の目的は**“高齢者のインフルエンザ罹患に伴う障害・死亡を減らすこと”**にあります。そのためには優先順位の高い人からまず接種を行いましょう。



★ワクチン接種の優先順位

世界保健機構 (WHO) はインフルエンザワクチンの優先順位の高いものとして、妊婦・5歳以下の小児 (特に生後半年から2歳まで) ・65歳以上の高齢者・医療機関従事者を挙げています。本邦では以下の人が定期接種の対象となり優先となります。

- 1) 65歳以上の者
- 2) 60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が困難な程度の障害を有する者 (身体障害者1級レベル)

★当院の方針

当院ではインフルエンザワクチン接種に関して以下の方針としています。

- ①定期接種対象の方を優先
- ②定期接種対象の方のワクチンが確保でき、ワクチン供給に余裕ができてきたら任意接種を受け付けます。任意接種の方々にはご迷惑おかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

参考文献

- ・厚労省通達 医政経発 0915 第1号 季節性インフルエンザワクチンの供給について H29/9/15
- ・厚労省ホームページ H28年度インフルエンザ Q&A
- ・WHO position paper on influenza vaccines, November 2012